

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書

内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、ひきこもり状態にある人は全国の15歳から64歳までの年齢層において146万人いると推計され、その割合は50人に1人に上っている。

こうした中、国においては、「子ども・若者育成支援推進法」や「生活困窮者自立支援法」により支援を行っているが、ひきこもり支援に特化した法律ではないことから、法律のはざまで支援対象とならないケースがある。

ひきこもり状態となった原因は、不登校や離職、病気、人間関係など多様であり、心理的要因や社会的要因などが複雑に重なり合っている。このため、本人が希望する社会とのつながり方も様々であり、一人一人に寄り添ったきめ細かで切れ目のない支援が必要である。

よって、国においては、ひきこもり支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律を整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

衆議院議長 額賀福志郎 殿
参議院議長 関口昌一 殿
内閣総理大臣 高市早苗 殿
厚生労働大臣 上野賢一郎 殿

山形県議会議長 田澤伸一